

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案」に対する主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

寄せられたご意見	国土交通省の見解
<p>「まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体」に開発事業者が含まれることは、開発事業者が安易に規制緩和型の提案を行えるようになり、その結果として開発が周辺居住環境へ多大な影響や負荷をもたらし、新たな周辺住民との紛争を引き起こすおそれがあることから、反対である。</p>	<p>今回の法改正は、都市計画を社会経済情勢の変化に対応した機動的なものとするため、民間事業者のイニシアティブを認め、まちづくりに関する民間の知識、経験をより積極的に都市計画行政に取り込もうとするものです。なお、提案を行うに当たっては、その内容が都市計画基準に適合すること、対象となる土地の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意等を得ることが必要となります。また、提案を踏まえた都市計画決定を行う場合には、必要に応じて公聴会が開催されるほか、都市計画の案が縦覧され、住民は意見書を提出することができ、その上で第三者機関である都市計画審議会の議を経ることとされており、このような手続を通じて、公平・中立な都市計画決定が行われることとなります。これらのことから、原案通りとするのが適当と考えます。</p>
<p>都市計画の公平性を保つため、「まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体」の要件に、特定の思想団体、宗教団体を支持する者を役員に含む団体を排除する条項を追加すべき。</p>	<p>思想や信教は各人の自由であり、これらを支持することが直ちに法規範に反するものではないことから、「特定の思想団体、宗教団体を支持する者を役員に含む団体」を排除することは考えていません。なお、提案を踏まえた都市計画決定を行う場合には、必要に応じて公聴会が開催されるほか、都市計画の案が縦覧され、住民は意見書を提出することができ、その上で第三者機関である都市計画審議会の議を経ることとされており、このような手続を通じて、公平・中立な都市計画決定が行われることとなります。</p>
<p>住民側が都市計画の提案を行う際には土地所有者等の3分の2以上の同意が必要とされている一方、開発事業者の場合は同意が必要とされていないのは不公平である。</p>	<p>「まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体」が都市計画の提案を行う場合にも、都市計画の素案の対象となる土地の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意等を得ることが必要となります。</p>
<p>全国のどこかにおけるひとつの開発行為の経験をもって、まちづくりの推進に経験と知識を有すると扱うことは適当でないのではないか。</p>	<p>開発許可を受けるに際しては、都市計画法第33条第1項に規定する用途地域適合や公共施設の配置の適切性等についての基準適合性が求められているため、これらの開発行為を行った場合は、まちづくりに関し知識と経験を有すると言えるものと考えています。</p>